

「一時支援金等受給者向け販路開拓サポート助成事業(令和3年度第2回募集)」

## 中小企業の販路開拓を支援します！

東京都は、コロナ禍における緊急事態宣言や外出自粛等の影響により、売上の減少等の課題に直面し、一時支援金(国)、月次支援金(国)又は月次支援給付金(都)のいずれかを受給した都内中小企業者を対象として、展示会出展費用等の一部を助成し、販路開拓を支援します。このたび、以下のとおり申請の事前エントリーを予定しておりますのでお知らせいたします。

### 募集概要

(1) 助成対象：一時支援金(国)、月次支援金(国)又は月次支援給付金(都)のいずれかを受給した中小企業者の方

### (2) 助成内容

- ・助成対象経費：①展示会参加費 ②ECサイト出店初期登録料 ③自社webサイト制作費  
④販売促進費\* (チラシ・カタログ制作費、PR動画制作費、PR広告掲載費)

**※④を申請するためには①～③のいずれかの経費の申請が必須**

- ・助成限度額：150万円
- ・助成率：助成対象経費の5分の4以内

- ・助成対象期間：令和4年4月1日から1年1か月

(3) 申請方法：本助成金は、以下の事前エントリー期間中にエントリーされた方で申請可能な方(予算の範囲内で先着順)のみ申請を受け付けます。

**(事前エントリーされた全ての方が申請できるわけではありません)**

- ①令和3年12月16日10時掲載予定の以下URLより事前エントリー  
<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyoo/hanro-support.html>

事前エントリー期間：令和3年12月16日10時～令和4年1月7日17時

(※ただし、令和3年12月28日17時～令和4年1月4日10時を除く)

- ②事前エントリー者の中から申請可能な方に対し、公社から順次ご連絡
- ③東京都中小企業振興公社HPから募集要項、申請書をダウンロード
- ④募集要項を熟読の上、申請書を作成
- ⑤以下の申請受付期間中に、申請書および添付書類を記録が残る簡易書留等の方法により公社宛に送付

申請受付期間：令和3年12月17日～令和4年1月19日

<お問合せ先・書類送付先>

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町1-9 2階

公益財団法人東京都中小企業振興公社 助成課

販路開拓サポート助成事業担当 電話 03-3251-7921

(4) その他：詳細は公社HP「一時支援金等受給者向け販路開拓サポート助成事業」の募集要項をご覧ください。

※申請状況等に応じて、追加募集をする場合があります。

### 問い合わせ先

(事業全般に関すること)

産業労働局商工部経営支援課

電話 03-5320-4726

(助成金に関すること)

公益財団法人東京都中小企業振興公社 助成課

電話 03-3251-7921